

基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成29年8月1日現在における徳島県全域の行政区域とする。

概ねの面積は、41万4千ヘクタール程度（徳島県）である。

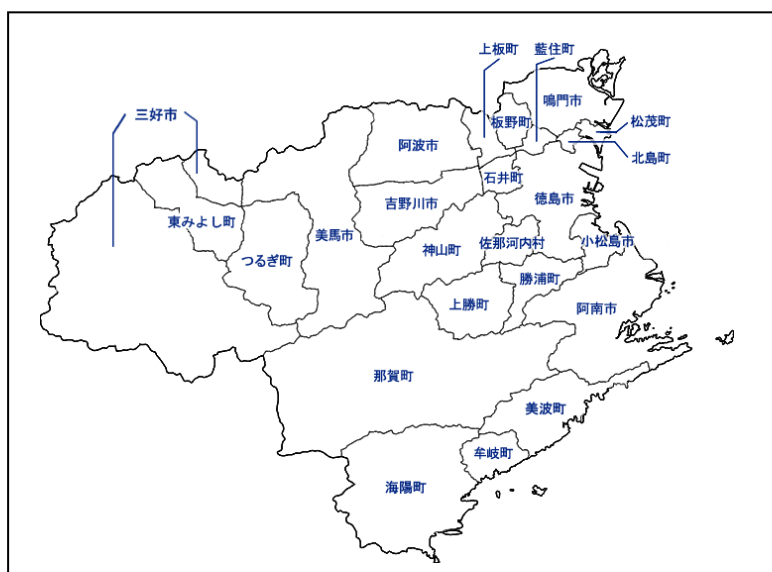
本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

また、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。

地域経済牽引事業の実施に適さない以下の地域については、促進区域の設定を行わないものとする。

- ①自然公園法に規定する国立公園、国定公園
- ②徳島県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域
- ③徳島県立自然公園条例に規定する県立自然公園
- ④環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
- ⑤生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- ⑥自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域
- ⑦シギ・チドリ類飛来湿地

なお、本県の港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、港湾計画に関連した促進区域及び重点促進区域を設定するにあたっては、同計画と調和して整合を図るものである。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

① 地理的条件について

1) 拠点性、アクセスの良さ

徳島県は四国の東部に位置し、四国の東の玄関として、四国と近畿圏を結ぶ要衝として位置付けられている。

近畿圏とは、大鳴門橋で淡路島と、さらにその先では、明石海峡大橋で本州とつながり、自動車で鳴門市から神戸市まで約1時間、大阪市まで約1時間30分と、アクセスは良好である。

また、四国の他の3県と四国縦貫自動車道・四国横断自動車道により各県都が結ばれており、四国横断自動車道は、県南の中核都市である阿南市まで整備が進められている。

海路については、東京や、和歌山市、北九州市と結ぶフェリーにより、大都市圏へ移動が可能である。

空路については、徳島市中心部から自動車で約20分の距離に徳島飛行場（徳島阿波おどり空港）があり、東京、福岡へ定期便が就航している。

2) 自然的経済的社会的な一体性

本県の総面積（約414,679ヘクタール）のうち森林面積が広く（約75%）、可住地面積は約25%であり、可住地は県東部の沿岸部と、吉野川、勝浦川、那賀川といった、水量の豊富な河川の流域に集中している。

圏域としては、徳島市を中心とする県央部、吉野川上流の県西部、那賀川流域の県南部の3つに大きく区分され、それぞれの圏域は幹線道路で結ばれており、県西部と県南部の中心都市間でも自動車約1時間半と県内での移動は容易であり、県内全域が一つの経済圏域となっている。

また、今後予定されている県南部への四国横断自動車道の延伸により、さらに移動が容易になり、経済圏としての一体性が増すこととなる。

② インフラの整備状況について

1) 高速道路

県内を東西に横断する四国縦貫自動車道が整備されており、徳島市中心部にある徳島ICから県西部の井川池田ICまでの所要時間は約1時間である。

四国横断自動車道は、現在、徳島JCT（仮称）から南伸工事を進めており、平成31年度に「徳島JCT（仮称）・徳島東IC（仮称）間」、平成32年度に「徳島東IC（仮称）・津田IC（仮称）間」が開通する予定である。また、残る区間についても順次整備が進められている。

また、鳴門市からは神戸淡路鳴門自動車道で神戸市とつながっており、鳴門北ICから神戸西ICまでの所要時間は約1時間である。さらに、中国自動車道や名神高速自動車道などに直結しており、大阪市、京都市、名古屋市などの大都市へアクセス網が整備されている。

2) 鉄道

徳島市を拠点として、県西方面はＪＲ徳島線（徳島駅－阿波池田駅）、県南方面へはＪＲ牟岐線（徳島駅－海部駅）、香川県方面にはＪＲ高德線（徳島駅－高松駅）があり、ＪＲ牟岐線の終点海部駅から高知県東洋町甲浦までは、阿佐海岸鉄道が通じており、県内外の主要都市を結ぶ鉄道網が整備されている。

3) 港湾

重要港湾徳島小松島港（徳島市、小松島市）、橘湾（阿南市）の２港のほか、地方港湾が１０港ある。

徳島小松島港赤石地区は、１万５千トン級のコンテナ船が寄港できるコンテナターミナルであり、釜山（韓国）、天津・大連（中国）などへ定期コンテナ船が週４便就航している。

徳島小松島港沖洲（外）地区は、四国横断自動車道と長距離フェリーなど大型船舶の輸送手段を組み合わせた円滑かつ迅速な輸送体系を確立することなどを目的とした「複合一貫輸送ターミナル」が整備され、本県と東京・北九州市を結ぶ、貨物輸送能力を１．７倍に増強した新造船４隻のフェリーが就航している。

また、徳島小松島港津田地区は、平成３２年度開通予定である四国横断自動車道「津田ＩＣ（仮称）」の設置により、「陸・海・空」の結節点が誕生することから、新たな産業拠点などの複合型先進拠点の基盤となる企業用地を造成している。

4) 空港

徳島飛行場（徳島阿波おどり空港）から、東京へ１日１１往復（約１時間１５分）福岡へ１日１往復（約１時間１０分）が運航している。

③ 産業構造について

1) 産業構造の現状

本県の県内総生産額（平成２６年度、名目）は約３．０１兆円であり、うち製造業は約０．８１兆円である。平成２６年の製造品出荷額（４人以上の事業所）は約１．７兆円となっており、産業分類別に見ると、化学工業（約３２％）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（約１９％）、食料品製造業（約９％）、電気機械器具製造業（約７％）、パルプ・紙・紙加工品製造業（約６％）の構成となっている。

2) 産業集積の経緯

本県においては、豊かな自然に育まれた農林水産物を活用した伝統的な軽工業と、「徳島東部地区」が国から新産業都市の地域指定を受けた昭和３９年頃からの今切工業団地（徳島市）、辰巳工業団地（阿南市）、松茂工業団地（松茂町）などの大規模工業団地造成により立地が進んだ重化学工業、いずれにおいても、製薬、電子デバイス、食品、紙、機械金属等の産業で国内トップクラスの企業が立地している。また、近年では、全国屈指の「ブロードバンド環境」により、コールセンターやＩＣＴ企業のサテライトオフィス等の情報通信関連産業が集積している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県は、平成27年7月、今後の県政運営指針となる「新未来『創造』とくしま行動計画」(平成27年度～30年度)を策定した。

この計画では、『経済・好循環とくしま』の実現に向けて、本県の強みを生かした新成長戦略産業として、LEDやCFRP(炭素繊維強化プラスチック)、CNF(セルロースナノファイバー)、リチウムイオン電池などを活用した競争力の高い産業創出を、また、健康・医療関連では、産学金官連携による研究開発とその事業化による付加価値の高い産業創出を、農商工連携や地場産業のブランド化、全国屈指の光ブロードバンド環境を生かした新たな集積など、本県ならではの産業創出を主要施策に位置づけている。

こうした新成長戦略産業を育成・集積し、地域における雇用の受け皿として安定的かつ良質な雇用を創出するために、関係機関が連携し、関連する企業の事業拡大や新たな企業の参入に向けた様々な支援を一体的に展開していく。

また、四国横断自動車道については、平成31年度に徳島JCT(仮称)～徳島東IC(仮称)、平成32年度に徳島東IC(仮称)～津田IC(仮称)が開通する予定であり、これに合わせ津田地区の企業用地を分譲開始するなど、本県の立地環境は格段に向上することとなる。インフラ整備の効果をさらに高めるためにも、産業集積への取組を加速させ、地域経済牽引事業を促進し、雇用者の給与増などを通じて、地域内の経済活性化を目指す。

(2) 経済的効果の目標

- ・1件あたり平均2億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を10件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で2倍の波及効果を与え、促進区域で40億円の付加価値を創出することを目指す。
- ・40億円は、促進区域の製造業及び情報通信業の付加価値額(約3,430億円)の1%以上であり、地域経済に対するインパクトが強い。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	4,000 百万円	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が3,564万円(徳島県の1事業所あたり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(平成24年))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で4%増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で4%増加すること。
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で3%増加すること。
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で3%増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

【重点促進区域1：地図上の位置A】

阿波市阿波町西長峰(西長峰工業団地)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は12.4ヘクタール程度である。

本区域は、工業団地が存在しており、3社の製造業関連企業の工場が集積し、1社の企業が進出を計画している。

市西部に位置し、四国縦貫自動車道脇町ICから約4キロと近接しており、四国・関西・中国地方へと延びる高速道路網を活用できる好立地条件にある。

以上のことから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

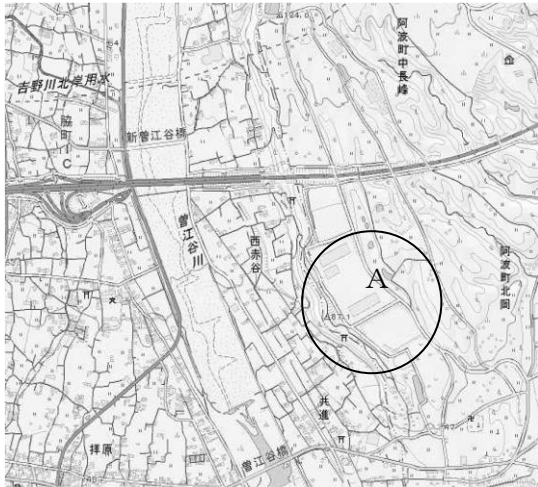
(関連計画における記載等)

本区域は都市計画区域外である。

阿波町農業振興地域整備計画における記載(阿波市において新たに計画していない):農用地等利用の方針としては、「阿波町の西部阿讃山麓台地に展開する暖傾斜の農用地およそ81.9ヘクタールについて天然記念物の土柱、ゴルフコース等観光、レジャー施設等と連携性を持った観光・農業の振興地区として農地利用を進める」とされている。

また、地域の開発構想としては、「西長峰工業団地の完成に伴い、今後、優良企業の誘致を進め、誘致企業と地場産業の交流を推進し、商工業の育成強化と国天然記念物「阿波の土柱」を中心に自然景観の保全に努めながら周辺の整備を推進する。」とされている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。



国土地理院「電子地形図」より

A：重点促進区域 1

（阿波市阿波町西長峰

（西長峰工業団地）の区域）

【重点促進区域 2：地図上の位置 B】

三好市三野町加茂野宮字西島

〃 字中島

〃 字東島

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 4.5ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として林業振興を図るための木材流通加工団地として整備され、木材市場を中心に製材事業者等が集積された団地となっており、県道 12 号線からの進入路も整備され、大型車両の通行も容易であり、四国縦貫自動車道美馬 IC から約 10 分と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所である。

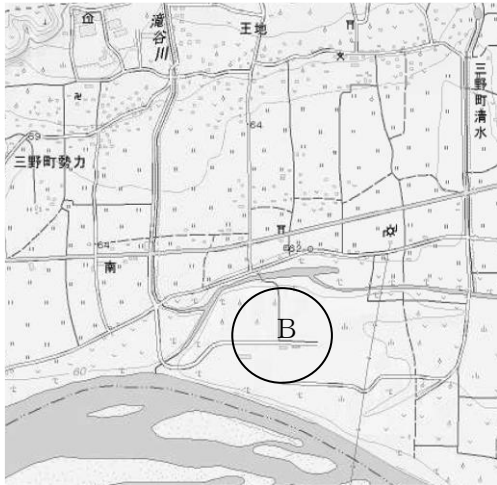
以上のことから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進させることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

本区域は都市計画区域外である。

また、指定する区域は農地ではないため、農業振興地域整備計画も及ばない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。



国土地理院「電子地形図」より

B：重点促進区域 2

(三好市三野町加茂野宮

字西島、字中島、字東島の区域)

【重点促進区域 3：地図上の位置 C】

美馬郡つるぎ町貞光字小山北（第 2 小山北工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 10.7ヘクタール程度である。

本区域は、6社の事業所が集積する場所であり、さらに1社が進出を計画している。JR 貞光駅から半径 2 キロ以内に位置し、四国縦貫自動車道美馬 IC から 4.5 キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所である。また、1 級河川吉野川の近隣に位置しており、工業用として使用する地下水が豊富にあることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものとする。

(関連計画における記載等)

本区域は都市計画区域外である。

農業振興地域整備計画での本区域の取扱い：農業振興地域内の農用地区域外である。

また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 4：地図上の位置 D】

美馬郡つるぎ町貞光字小山北（小山北工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 4.6ヘクタール程度である。

本区域には、本県のブランドである阿波尾鶏を加工販売する事業所があり、JR 貞光駅から半径 2 キロ以内に位置し、四国縦貫自動車道美馬 IC から 4.5 キロと良好な

アクセスを有するなど交通インフラが充実した場所である。また、1級河川吉野川の近隣に位置しており、工業用として使用する地下水が豊富にあることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものとする。

(関連計画における記載等)

本区域は都市計画区域外である。

農業振興地域整備計画での本区域の取扱い：農業振興地域内の農用地区域外である。

また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域5：地図上の位置E】

美馬郡つるぎ町貞光字小山北（第3小山北工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は2.1ヘクタール程度である。

本区域は、小山北工業団地、第2小山北工業団地に近接する場所であり、工業団地（第3小山北工業団地）の造成を予定している。（平成31年度完成予定）JR貞光駅から半径2キロ以内に位置し、四国縦貫自動車道美馬ICからも4.5キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所である。また、1級河川吉野川の近隣に位置しており、工業用として使用する地下水が豊富にあることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものとする。

(関連計画における記載等)

本区域は都市計画区域外である。

農業振興地域整備計画での本区域の取扱い：農業振興地域内の農用地区域外である。

また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域6：地図上の位置F】

美馬郡つるぎ町貞光字江ノ脇（江ノ脇工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は2.2ヘクタール程度である。

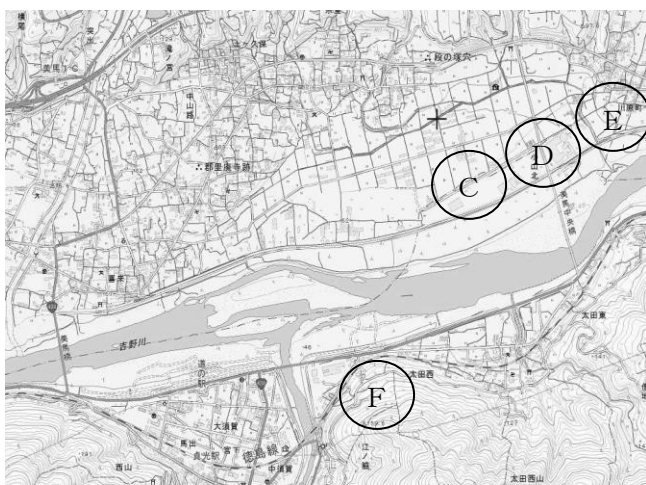
本区域は、国道192号線に近接する場所であり、JR貞光駅から半径1キロ以内に位置し、四国縦貫自動車道美馬ICからも4キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所である。また、1級河川吉野川の近隣に位置しており、工業用として使用する地下水が豊富にあることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定するものとする。

(関連計画における記載等)

本区域は都市計画区域内である。

都市計画マスタープランにおける記載：都市計画区域内の江ノ脇工業団地について、今後も立地企業を支援し、雇用の確保とともに周辺地域の経済の活性化を目指すとしている。

農業振興地域整備計画での本区域の取扱い：農業振興地域内の農用地区域外である。
また、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。



国土地理院「電子地形図」より

C：重点促進区域 3

(美馬郡つるぎ町貞光字小山北
(第 2 小山北工業団地) の区域)

D：重点促進区域 4

(美馬郡つるぎ町貞光字小山北
(小山北工業団地) の区域)

E：重点促進区域 5

(美馬郡つるぎ町貞光字小山北
(第 3 小山北工業団地) の区域)

F：重点促進区域 6

(美馬郡つるぎ町貞光字江ノ脇
(江ノ脇工業団地) の区域)

(2) 重点促進区域を設定した理由

【重点促進区域 1】

区域の設定に当たっては、四国縦貫自動車道脇町 IC から約 4 キロと近接している状況を生かし、阿波町西長峰に西長峰工業団地を設けており、現在、3 社の製造業関連の企業の工場が集積し、さらに 1 社が進出を計画していることから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定することとしている。

なお、この区域に遊休地はない。

【重点促進区域 2】

区域の設定については、既に製材業等林業関係事業者 3 社が稼働している三好市三野町加茂野宮に造成された区域とする。地域の特性である林業振興を担う製材事業者等が集積する木材市場を中心とした木材流通加工団地が形成されており、県道 12 号線から当該団地中心部まで 800 m、四国縦貫自動車道美馬 IC まで約 10 分とアクセスも良く、進入路も整備されて大型車両の通行も容易であり、交通インフラが充実した場所である。

この立地を生かし、地域経済牽引事業を重点的に促進するために、字西島、字中島、字東島の別に指定する区域を、重点促進区域として設定することとする。

なお、この区域に遊休地はない。

【重点促進区域 3】

区域の設定に当たっては、四国縦貫自動車道美馬 I C から 4.5 キロと近接している状況を生かし、つるぎ町貞光字小山北に第 2 小山北工業団地を設けており、現在、6 社の製造業等の企業の工場等が集積し、さらに 1 社が進出を計画していることから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定することとしている。

なお、この区域に遊休地はない。

【重点促進区域 4】

区域の設定に当たっては、四国縦貫自動車道美馬 I C から 4.5 キロと近接している状況を生かし、つるぎ町貞光字小山北に小山北工業団地を設けており、現在、1 社の製造業の企業の工場が立地していることから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定することとしている。

なお、この区域に遊休地はない。

【重点促進区域 5】

区域の設定に当たっては、現在、四国縦貫自動車道美馬 I C から 4.5 キロと近接している状況を生かし、つるぎ町貞光字小山北に工業団地（第 3 小山北工業団地）を造成する予定としており、製造業等の企業の工場を誘致する予定であることから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定することとしている。

なお、この区域に遊休地はない。

【重点促進区域 6】

区域の設定に当たっては、四国縦貫自動車道美馬 I C から 4 キロと近接している状況を生かし、つるぎ町貞光字江ノ脇に江ノ脇工業団地を設けており、現在 1 社の製造業関連の企業の工業が立地していることから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定することとしている。

なお、この区域に遊休地はない。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域の設定
別紙のとおり

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 徳島県の機械器具等製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野（LED関連産業等）
- ② 徳島県の化学工業の産業集積を活用した成長ものづくり分野（健康・医療関連産業等）
- ③ 徳島県のパルプ・紙・紙加工品製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野（CNF等）
- ④ 徳島県の食料品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野（農商工連携等）
- ⑤ 徳島県の全国屈指のブロードバンド環境等のインフラを活用したIT産業関連分野（コールセンター等）

(2) 選定の理由

①徳島県の機械器具等製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野（LED関連産業等）

本県の機械器具等製造業は、製品出荷額が約630,411百万円、構成比は約37.0%と非常に高く、事業所数は306である。

化学工業と並んで主要産業となっているが、世有数のLEDメーカーや、国内トップクラスのリチウムイオン電池製造工場、機械金属関連の国内で高いシェアを持つベアリング製造企業、食品充填包装機製造企業等が立地していることが大きい。

また、徳島県立工業技術センターにおいて、新技術・新商品開発等を支援するための各種研究、分析機器の整備や、多数の県内企業との共同研究の実施等に取り組んでいることも産業集積の一助となっている。

発光ダイオードの出荷額は約263,383百万円で全国1位（全国シェア約62.9%）である。世界有数のLEDメーカーが立地するという優位性を生かし、平成17年に「LEDバレイ構想」を策定し、LED関連産業による「本県経済の活性化」に向けて取り組んでおり、現在では、140社までLED関連企業の集積が拡大している。

また、リチウムイオン蓄電池の出荷額は全国2位である。これは、国内トップクラスのリチウムイオン電池製造工場が立地していることによるもので、この特性を生かし、次世代のエネルギーとして幅広い活用が期待されるリチウムイオン電池を活用した製品開発を促進するため、産学官で構成する「次世代エネルギー活用促進研究会」を平成20年度に設置、平成25年度には研究テーマにCFRP分野及びロボット分野を追加し、「次世代分野進出促進研究会」として改組している。

新たな産業分野として期待されている高機能素材関係については、平成28年に「とくしま高機能素材活用コンソーシアム」を設立し、利活用の可能性の探索や活用人材の育成を推進するためのセミナー、研究会等を実施している。CFRPについては、関連企業が県内に12社以上あり、徳島県立工業技術センター、大学との共同研究により、高付加価値な製品（椅子、自動車部材等）が開発されており、中には量産体制が整ったものもある。

金属機械関連については、地場産業として、国内で高いシェアを持つベアリング製造

企業、食品充填包装機製造企業等と、これらの企業を中核としてその下請けを行う高い技術を有する関連企業が集積されている。

これらの産業集積を活用し、LED関連産業等の成長ものづくり分野において、高い付加価値を創出する地域経済牽引事業を促進していく。

②徳島県の化学工業の産業集積を活用した成長ものづくり分野（健康・医療関連産業等）

本県は、大手製薬企業グループの研究所や生産工場、医薬品原材料のメーカーや医薬品のニッチトップメーカーが立地しているほか、業界トップシェアの化学品製造業、世界トップレベルの技術を持つ塩製造業なども集積している。

本県の化学工業の出荷額は約551,446百万円、構成比は約32.4%、特化係数も3.5と非常に高く、事業所数は42である。

医薬品（原末、原液）の出荷額は約74,619百万円で全国1位（全国シェア約14.0%）である。

この産業集積を背景に、本県は「徳島健康・医療クラスター構想」の成果からステージアップし、産学金官連携のもと「とくしま『健幸』イノベーション構想」を平成26年3月に策定、中四国で初となる国の国際競争力強化地域に選定されるとともに、「糖尿病重症化抑制」に向けた取組が文部科学省の「地域イノベーション戦略支援プログラム」に採択されている。このプログラムを推進エンジンとして、徳島大学の「糖尿病臨床・研究開発センター」を中心とした研究機関、地元の手製薬企業グループや海外の手製薬メーカー、国内の手食品メーカー等との共同研究により事業化を目指しており、産学金官の強みを十分に活用し、糖尿病克服と健康・医療関連産業等の地域経済牽引事業の創出を促進していく。

③徳島県のパルプ・紙・紙加工品製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野（CNF等）

本県のパルプ・紙・紙加工品製造業の出荷額は約108,537百万円、構成比は約6.4%、特化係数は2.8であり、事業所数は36である。

業界トップの企業が立地するなど関連産業の集積が進んでおり、大人用紙おむつの出荷額は約25,822百万円で全国2位（全国シェア約20.2%）である。

また、新たな産業分野として期待されているCNF関係では、実証プラント設備を持つ大手製紙企業の工場や、CNFリグノフェノール複合体を製造する企業などが本県に立地する特性を生かし、「とくしま高機能素材活用コンソーシアム」も通じて、今後は、産学金官の組織が一体となり、付加価値の高い地域経済牽引事業を創出するとともに、活用人材の育成や利活用の可能性の探索を進めることとしている。

④徳島県の食料品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野（農商工連携等）

本県では、一級河川吉野川をはじめとする豊かな水量と、温暖な気候などの恵まれた自然環境や京阪神に近いという地理的条件を生かし、農林畜水産物、木工・木製品や繊維製品、機械金属製品等が地場産品として栄えている。

徳島県の食料品・飲料・たばこ・飼料製造業の出荷額は約177,588百万円、構成比は約10.4%となっている。事業所数は323、構成比は約25.7%で、特化

係数も2.8と非常に高い。また、従業員数も多い。(8,168人、構成比約17.9%)

出荷量で全国上位にランクされている農林畜水産物も多く、すだち、わかめ、なると金時、阿波尾鶏などは全国的にも有名である。これらの豊富な農林畜水産物を活用した食品関連産業の集積も進んでおり、付加価値の高い製品を多く生み出している。

木工関連製造業は、事業所数は186、構成比は約14.8%であり、出荷額における特化係数は4.8と非常に高い。これは、豊富な森林資源を背景に地場産業として発展してきたことによるもので、16世紀の船大工から始まり、その後は、鏡台、タンス等の家具を製造、現在では、洋家具、鏡台、住設家具、多品種の企業が集まった複合家具産地へと進化し、日本の主要産地の一つとなっている。

繊維工業は、大手繊維メーカーが複数立地しており、事業所数が132で、構成比は約10.5%、従業者数は2,239人、構成比は約4.9%となっている。

本県は、藍染めの元となる藍染料「蓼(すくも)」づくりの本場として有名であり、徳島県で作られた蓼(すくも)は「阿波藍」と呼ばれている。「2020年東京オリンピック・パラリンピック」の公式エンブレムに「ジャパンプルー(藍色)」が採用されたことを機に藍に対する注目が高まっていることから、国内外に阿波藍を発信するとともに、地域経済牽引事業による生産拡大や製品化を図る。

⑤徳島県の全国屈指のブロードバンド環境等のインフラを活用したIT産業関連分野(コールセンター等)

本県のCATV(光ファイバー)の世帯普及率は全国1位(約89.8%)である。

この光ファイバーが県内隅々にまで整備されている全国屈指の「ブロードバンド環境」を生かし、コールセンターなどの情報通信関連産業の誘致では、19社26事業所、首都圏のICT企業などのサテライトオフィスの誘致では、神山町をはじめとする5市5町1村に55社が進出している。

また、このような全国的にも優れた「ブロードバンド環境」を生かした産業雇用戦略を展開する中で、雇用創出効果が高いコールセンターなどの情報通信関連産業では、1,200名超の雇用を創出するとともに、首都圏のICT企業などのサテライトオフィスでは、70名超の地元雇用を創出している。

また、本県の施策として、徳島県へのUIJリターン転職支援によるIT専門人材確保を目指しているところであり、今後は、企業の人材確保の支援を行うとともに、「徳島といえば『第4次産業革命(AI、IoT、ビッグデータ)』』というようなイメージ戦略を展開するとともに、戦略的な企業誘致を促進し、地域経済牽引事業の創出を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「LEDトータルサポート拠点」の徳島県立工業技術センターに「光学性能評価装置」を導入し、「西日本最大級の性能評価体制」を構築している。また、県内LED関連企業が開発・生産した「優れたLED応用製品」を「とくしまブランド」として認証し国内外に積極的に発信する本県独自の認証制度「とくしまオンリーワンLED製品認証制度」を創設し、県内企業のLED応用製品の付加価値を高めている。

「四国産業競争力強化戦略」に位置づけられた四県連携の「高機能素材関連産業創出プロジェクト」において経済産業省と連携し、中小企業におけるCFRP・CNFの活用支援や人材育成を推進していくこととしている。

産学官連携の取組である「とくしま『健幸』イノベーション構想」に基づき、文部科学省の「地域イノベーション戦略支援プログラム」の支援を受け、糖尿病の重症化抑制に焦点を絞った研究開発とその事業化に取り組むとともに、国の成長戦略に位置づけられている「次世代ヘルスケア産業」の創出に向け、「とくしま健康寿命延伸産業創出プラットフォーム」を創設し、糖尿病予防サービスなど新たな地域ヘルスケア産業の創出に取り組んでいる。

本県には、豊富で良質な農林畜水産物や地場産業が培ってきた鉱工業や産地技術など、キラリと光る徳島ならではの「地域産業資源」が育まれてきており、こうした資源を活用した中小企業の創意ある取組を支援するため、「とくしま経済飛躍ファンド」を創設し、新商品開発や販路開拓などの案件に対して支援を実施している。

厚生労働省の「戦略産業雇用創造プロジェクト」を活用した「とくしま新未来雇用創造プロジェクト」において、UIJターンを希望するIT専門人材をターゲットに、本県に立地するIT・AI関連企業とのマッチングを図るなど、第4次産業革命関連産業の集積も視野に、企業の人材確保の支援に取り組む。

(2) 制度の整備に関する事項

① 不動産取得税、固定資産税の課税免除措置等の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置等に関する条例を制定する。

② 地方創生関係施策

必要に応じて地方創生推進交付金を活用し、設備投資等の支援を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

地域企業の技術力向上のために、必要に応じて公共データを提供していく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者の抱える課題解決のための相談窓口を徳島県商工労働観光部企業支援課内に設置し、対応を行う。

(5) その他 特になし。			
(6) 実施スケジュール			
取組事項	平成29年度	平成30年度・・・	令和5年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の課税免除措置等の創設	(不動産取得税) 9月 議会に条例案提出・審議 10月 条例施行、受付開始(予定)	運用	運用
②地方創生交付金の活用	必要に応じて交付決定等を行う	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、「徳島県立工業技術センター」、「公益財団法人とくしま産業振興機構」、「国立大学法人徳島大学」など、地域に存在する支援機関が十分に連携し、それぞれの能力を最大限発揮する必要がある。

具体的な展開としては、施策実施の地域基盤となる、新規参入企業の発掘や企業ネットワークの構築、経営や知的財産戦略支援をはじめ、競争力や付加価値の高い事業創出や事業拡大に向け、地域の高等教育機関や公設試験研究機関を活用した研究・技術開発、新製品開発や技術研修、販路開拓支援人材の活用、戦略的な企業誘致により、雇用の需要を確保しながら、それぞれの関連産業の現状や課題に対応した事業の実施に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 徳島県立工業技術センター

本県が新成長戦略産業に位置づける分野において、企業の新技術・新製品の開発を支援するために県内企業と共同研究を行っている。特にLEDについては、光産業の集積を目指し、「LEDバレイ構想」を積極的に推進する中、「LEDトータルサポート拠点」として、時代を先取りする高付加価値な製品を市場に送り出すための支援を行っている。

② 公益財団法人とくしま産業振興機構

県内中小企業が時代の変化に的確に対応し、活力ある多様な事業活動が展開していけるよう「新事業創出」「経営革新」「技術開発支援」「販路開拓」「人材育成」等の事業を総合的、一元的に支援している。

③ 国立大学法人徳島大学

ライフサイエンス分野の学術研究を積極的に行っている。文部科学省の「地域イノベーション戦略支援プログラム」では、糖尿病の重症化抑制研究で中核的な役割を果たすとともに、「藤井節郎記念医科学センター」を拠点に、医工連携や産学連携のもと医療機器開発などを行っている。こうした学術基盤や開発型企業等の産学連携により、先進的な技術や製品・サービスの創出が期待されている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

企業等の事業活動に伴う周辺住民への生活環境への影響については、県と市町村が連携を図り、大気汚染や水質汚濁の防止、騒音・振動の抑制などの助言や指導を行い、環境負荷の低減に向けた取組を促進し、地域の環境保全に十分配慮を行う。

また、地域経済牽引事業を行う際に発生した課題に対しては、県、市町村、関係機関が連携して課題の解決に向けて事業者へ適切な指導等を行うとともに、地元住民に対して十分な説明を行うなど、住民の理解の確保に努めるほか、本県は、瀬戸内海沿岸部に位置するため、「瀬戸内海環境保全特別措置法」を遵守し、瀬戸内海国定公園等の自然景観の保全、瀬戸内海沿岸の環境保全に努める。

なお、促進区域内には鳥獣保護区が含まれるが、原則として当該区域を含む地域経済牽引事業計画は承認しないものとし、やむを得ず当該区域を含める必要がある場合は、本県の自然環境部局と十分調整を図ることとし、地域経済牽引事業の実施により自然環境へ重大な影響がないように十分な配慮を行う。

(2) 安全な住民生活の保全

本県では、「徳島県安全で安心なまちづくり条例」に基づき、県民、事業者、行政等がそれぞれの役割のもと、相互に連携、協力し、防犯意識の高揚を図るとともに、自主防犯活動の推進及び犯罪の防止に配慮した防犯施設の整備等の環境整備に努め、安全で安心なまちづくりを総合的に推進し、県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指すこととしている。

地域経済牽引事業を行うにあたっては、上記条例の趣旨に基づき、事業活動に伴う地域の産業集積によって、犯罪・事故が増加したり、地域の安全と平穏を害することのないようにするため、事業者、県、市町村等は県警と連携し、地域住民の理解も得ながら、防犯設備や防犯体制、犯罪や事故発生時における警察への連絡体制の整備等に取り組み、安全・安心なまちづくりに努めていく。

(3) その他

① PDCA体制の整備

毎年度、企業支援に係る連絡会議を開催し、その中で基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

- | |
|--------------------------------------|
| (1) 総論
なし |
| (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項
なし |
| (3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項
なし |

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）